

令和2年度

べいくりん収集廃棄物運搬処理

仕 様 書

令和2年2月

国土交通省関東地方整備局
千葉港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、清掃兼油回収船「べいくりん」により収集した海上浮遊物を陸揚げし、自治体が許認可している処分場へ運搬・処理するものである。

2. 廃棄物陸揚げ場所

- 陸揚げ場所は、原則、横浜市内の岸壁とする。
船体の大きさ：L32.5m×B11.6m×喫水(プロペラ下端)3.2m
船体側面から中心までの距離：6m
- 詳細な陸揚げ場所選定の際には、事前に当所係官に承諾を得るものとする。なお、当局においては本牧ふ頭A突堤(-4.5m岸壁)を想定している。

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。
但し、当局の都合により上記期間を変更出来るものとする。

4. 業務内容

業務内容は、下表のとおり見込んでいます。

| 処理項目 | 規格・形状寸法 | 単位 | 予定数量 | 摘要 |
|----------------------|------------------|----------------|--------|-----|
| 陸揚げ 運搬 | 一般廃棄物 | 日 | 13 | |
| | 産業廃棄物(1) | 台 | 17 | 4t車 |
| | 産業廃棄物(1) | 台 | 7 | 4t車 |
| | 産業廃棄物(2) | 台 | 1 | 2t車 |
| 処分 一般廃棄物 産業廃棄物 | | kg | 23,000 | |
| | 廃プラスチック類(タイヤ)(1) | 本 | 13 | |
| | 廃プラスチック類(タイヤ)(2) | 本 | 2 | |
| | 廃プラスチック類(タイヤ以外) | m ³ | 17 | |
| | 木くず | m ³ | 14 | |
| | 金属くず | m ³ | 1 | |

5. 作業内容

5-1 陸揚げ

- 陸揚げについては、べいくりん搭載のゴミコンテナ(2台搭載)を荷揚作業(クレーン)により吊り上げ、陸揚げするものとする。ゴミコンテナの規格は下記のとおりである。
重量：2.7t/台(満載時:約6t)
寸法：4.82m×1.50m×2.07m(容量:15m³)(SUS304製)
- 陸揚げに伴う作業指揮等の区分は、以下のとおりとする。
当所作業区分：船側～岸壁法線
受注者作業区分：岸壁法線～陸側
- ゴミコンテナの吊り上げ作業は、関係法令に基づき実施するものとする。
- トラックへの積み込みの際は、ゴミコンテナの海上浮遊物をあらかじめ仮置きした後に積み込むものとする。なお、ゴミコンテナ底面は底開き構造となっており、ロックを外した後にクレーン等で吊り上げることによって、中の海上浮遊物を取り出すことができる。
- ゴミコンテナの底を閉じ、べいくりに再設置するものとする。
- べいくりの収集廃棄物陸揚げ時には、船舶の綱取り放しを行うものとする。
- べいくりんでは通常、一般廃棄物をゴミコンテナに収集し、産業廃棄物は甲板上で別途収集している。陸揚げ時において混入していた場合は適正に分別すること。

5-2 運搬・処分

- (1) 一般廃棄物は横浜市の焼却工場に運搬するものとする。運搬に使用するトラック(4t車)は陸揚げする海上浮遊物の容量に対して最適な台数を用意し、最も経済的な塵芥収集運搬を行うことを基本とする。
- (2) 産業廃棄物は関係法令に基づき適切に処理するものとする。なお、事前に処分先の場所・許可証等を当所係官に報告するものとする。運搬に使用するトラック(4t車)は陸揚げするゴミの容量に対して最適な車両を選択し、最も経済的な塵芥収集運搬を行うことを基本とする。
- (3) 陸揚げ場所から廃棄物処分場所への運搬にあたっては、塵芥の落下がないように必要な処理を行い、塵芥の落下があった場合は、速やかに除去すること。また、悪臭等によって市民に迷惑がかからぬように十分留意すること。

6. 一般事項

- (1) 本業務は、法令に定めるものの他、自治体で制定している廃棄物処理に関する条例等に準拠して行うものとする。
- (2) 陸揚げ予定日は、その都度当局より連絡するものとする。また、陸揚げ予定時間は、基本的には午前中に行うこととするが、詳細な時間は別途調整するものとする。なお、場合によっては当日連絡することもあるので、対応するように努めるものとする。
- (3) 浮遊ゴミ回収状況により、1日に複数回の陸揚げ作業が生じる場合がある。
- (4) ゴミコンテナの積み降ろしにあたっては、船舶及びコンテナに変形・損傷等を与えないよう十分注意して取り扱うものとする。船舶及びゴミコンテナに損傷を与えた場合は、受注者の負担において修理しなければならない。
- (5) ゴミコンテナの積み降ろしは、クレーン(35t吊)にて行うことを想定している。クレーンは受注者が準備するものとする。
- (6) 「産業廃棄物管理表(マニフェスト)」は受注者で準備するものとする。
- (7) 本業務に必要な関係機関への諸手続きは、受注者の責任と負担において遺漏なく行うものとする。

7. 契約方法

契約方法は、下記項目毎の単価契約とする。

| 処理項目 | 規格・形状寸法 | 摘要 | |
|------|--------------------|-------------------------------------|------|
| 陸揚げ | 1日当たり | 単価契約 | |
| 運搬費 | 一般廃棄物 4t車 1台当たり | 単価契約 | |
| | 産業廃棄物(1) 4t車 1台当たり | 単価契約 | |
| | 産業廃棄物(2) 2t車 1台当たり | 単価契約 | |
| 処分費 | 一般廃棄物 | 単価契約 | |
| | 産業廃棄物 | 廃プラスチック類(タイヤ)(1) 1本当たり | 単価契約 |
| | | 廃プラスチック類(タイヤ)(2) 1本当たり | 単価契約 |
| | | 廃プラスチック類(タイヤ以外) 1m ³ 当たり | 単価契約 |
| | | 木くず 1m ³ 当たり | 単価契約 |
| | | 金属くず 1m ³ 当たり | 単価契約 |

- (1) 処理費は、損料・労務費及びその他の経費で構成する。
- (2) 一般廃棄物の処分費は、自治体の規則に定められた処分手数料とする。
- (3) 本業務に使用する運搬機械の全ての滅失・棄損・維持管理等に要する費用及び事故による補償の負担は、当局の責に帰すべき理由により生じたものを除き、全て受注者の負担とする。
- (4) 表に示した以外の産業廃棄物の区分の排出がある場合は、事前に当所係官と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は、履行期間末日までに行うものとする。

8. 報告

- (1) 報告書は毎月月末締めで作成し、速やかに提出することとする。報告書の記載内容は下表のとおりとする。

| | 報告書内容 | 備考 |
|---|------------------|--------------|
| 1 | 搬入確認書、計量伝票 | 写し |
| 2 | 産業廃棄物管理表(マニフェスト) | 写し |
| 3 | 作業状況写真 | 作業状況、車両、計量状況 |
| 4 | 計量計算式 | |
| | | |

- (2) 報告書以外の提出書類については下表のとおりとする。

| 提出書類 | 部数 | 備考 |
|------------------|----|---------------|
| 数量内訳表 (一般廃棄物) | 1部 | 陸揚げ、運搬、処分量の内訳 |
| 搬入確認書 | 1部 | 横浜市(第6号)様式 |
| 計量伝票 (産業廃棄物) | 1部 | |
| 産業廃棄物管理表(マニフェスト) | 1部 | (控え) |
| | | |

9. 検査

本業務の検査は、報告書の提出をもって検査とする。

10. 支払

本業務の代金は、1ヶ月毎の実績払いとし、受注者の適正なる請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

11. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項については、必要に応じて両者協議の上、決定するものとする。
- (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - 2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
 - 3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

以上